

市域境界(行政区域界)確認事務取扱要綱

令和4年 4月

豊中市 財務部 資産管理課

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市と隣接する市との市域境界（行政区域界）の確認及び証明を行う事務に関し、適正かつ効率的な事務の遂行を図るため、必要な事項を定めたものである。

2 前項の詳細を運用基準に、書式を様式集にて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市域境界確認」とは、第4条に規定する申込みに係る豊中市の土地（以下「申込地」という。）とこれに隣接する他の市の土地（以下「隣接地」という。）との境界について、豊中市長と当該他の市の市長が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすることをいう。

(市域境界確認)

第3条 市域境界確認は、申込地と隣接地との筆界をもって行うものとする。

(申込み)

第4条 市域境界確認の証明の申込みは、土地所有者が豊中市長に市域境界確認証明申込書（以下「申込書」という。）を2部（正本1部、副本1部）提出してこれを行う。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、本市が行う公共事業での申込みの場合は、申込地所管所属長又は、事業所管所属長とする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、国、地方公共団体等（本市を除く。）が行う公共事業での申込みの場合は、当該国、地方公共団体等とする。

4 申込地が複数筆にわたる場合は、土地所有者が同一であることを要するものとする。

5 第1項の申込書が提出されてから第10条第1項の規定による通知が行われるまでの間に土地所有者の変更があった場合は、当該土地の承継人は、再度、申込書を提出しなければならない。

(添付書類)

第5条 申込書には、下記の書類を順に2部(正本1部、副本1部)添付するものとする。

- (1) 委任状(代理人の場合)
- (2) 印鑑登録証明書(個人の場合)又は印鑑証明書(法人の場合)
- (3) 代表者事項証明書又は商業登記簿謄本(法人の場合)
- (4) 申込地及び隣接地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (5) ① 申込地及び隣接地の公図
② 申込地及び隣接地の公図の合成図
- (6) 申込地の周辺の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)、土地調書又は登記事項要約書
- (7) 位置図(申込地を着色)
- (8) 申込地及びその周辺の土地の地積測量図
- (9) 申込地の公共用地境界確定書(公共用地境界確定協議事務取扱要綱(令和3年4月豊中市財務部資産管理課)第11条第1項に規定する公共用地境界確定書をいう。以下同じ。)の写し及び筆界確認書の写し
- (10) その他豊中市長が必要と認める書類

2 第4条第1項の申込書が提出されてから第10条第1項の規定による通知が行われるまでの間に、豊中市長が定める期間を経過した場合は、前項各号に掲げる書類のうち豊中市長が定める書類を再度提出しなければならない。ただし、当該期間の経過について市の責めに帰すべき事由がある場合又はその他豊中市長が認める場合にあつては、この限りでない。

(審査及び受理)

第6条 豊中市長は、申込書が提出されたときは、遅滞なく書類を審査するものとする。ただし、当該申込書が申込み要件を満たしていない場合は、申込者がこれを補正しなければならない。

2 申込地と隣接地との境界線が公共用地境界確定書及び筆界確認書により確認できない場合は、市域境界確認の証明の申込みをすることができない。ただし、公共用地境界確定協議事務取扱要綱に基づく公共用地境界確定協議及び筆界確認を市

域境界確認と併せて行う場合は、この限りでない。

- 3 申込地について所有権界の確認、境界確定等に関し係争中の場合は、市域境界確認の証明の申込みをすることができない。
- 4 公図において、申込地と隣接地との間に表題登記がない土地がある場合は、市域境界確認の証明の申込みをすることができない。ただし、公図の訂正を行うことが見込まれる場合は、この限りでない。

(隣接市との協議)

第7条 豊中市長は、前条第1項の規定により申込書を受理したときは、市域境界確認の協議依頼書、申込書(副本)及び添付書類(副本)を隣接地が所在する市(以下「隣接市」という。)の市長へ提出するものとする。

(現地立会)

- 第8条 豊中市長は、隣接市の市長と市域境界確認に関する資料等に基づき、現地で立会し、市域境界の協議をしなければならない。ただし、豊中市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 2 豊中市及び隣接市の立会者は、立会者調書に所属及び氏名を記載する。ただし、公共用地境界確定協議事務取扱要綱に基づく公共用地境界確定協議を市域境界確認と併せて行う場合は、この限りでない。

(市域境界確認書)

第9条 豊中市長は、隣接市の市長と市域境界確認の結果について、市域境界確認書を締結するものとする。

(市域境界確認の証明)

- 第10条 豊中市長は、隣接市の市長との市域境界確認の結果について、申込者に証明書を発行することにより、通知するものとする。
- 2 申込者は、証明書を受領したときは、直ちに受領書を豊中市長に提出しなければならない。

(取下げ)

第11条 申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市域境界確認証明取下申込書を提出しなければならない。

- (1) 土地所有者が市域境界確認の証明を受ける必要がなくなった場合
- (2) 市域境界確認等を進める過程で市域境界とはならないことが判明した場合
- (3) 市域境界確認に係る公共用地境界確定協議又は筆界確認が不調に至った場合
- (4) 申込書が提出されてから前条第1項の規定による通知が行われるまでの間に土地所有者の変更があった場合
- (5) 申込書が提出された日から1年が経過した場合（豊中市長がその必要がないと認める場合を除く。）
- (6) 申込地について所有権界の確認、境界確定等に関し係争となった場合
- (7) その他豊中市長が認めた場合

2 豊中市長は、前項の取下申込書の提出があれば、申込書を返却する。

3 豊中市長が申込者へ、取下げの連絡をした日から3カ月以上経過しても取下申込書を提出しない場合は、再度連絡の上、廃棄処分する。

(再確認)

第12条 豊中市長は、本要綱の実施の日以後に市域境界の確認を行ったものについては、再確認は行わない。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から実施する。